

○今帰仁村いじめ問題専門委員会規則

令和7年9月24日

教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、今帰仁村附属機関の設置に関する条例(昭和60年条例第21号)第3条の規定に基づき、今帰仁村いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項のいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に係る事実関係に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 弁護士
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特別の事項の調査審議が終了するまでの間とする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 専門委員会は、委員(議事に関係する臨時委員を含む。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ、専門委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、専門委員会の議に基づき委員長が指名する。

3 専門委員会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、部会の決議をもって専門委員会の決議とすることができる。

4 前2条及び第10条の規定は、部会について準用する。

(会議の非公開)

第8条 専門委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、専門委員会が公開しても支障がないと判断することができる事案については、会議の全部又は一部を公開とすることができる。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。